

教育委員会提出議案

第 23 号議案

令和 6 年度豊島区教育に関する事務の点検・評価の実施に伴う委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 0 月 2 2 日

豊島区教育委員会教育長 金子 智雄

令和 6 年度豊島区教育に関する事務の点検・評価の実施に伴う委員の委嘱について
次のとおり、令和 6 年度豊島区教育に関する事務の点検・評価委員会の委員を委嘱する。

1. 根拠規定

豊島区教育に関する事務の点検・評価委員会設置要綱 第 3 条第 2 項

2. 委員

別紙のとおり

3. 期間

委嘱した日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

(説 明)

教育に関する事務の点検・評価委員会設置要綱 第 3 条第 2 項の規定に基づき、教育に関する事務の点検・評価委員会の委員を教育委員会が委嘱する。

令和 6 年度豊島区教育に関する事務の点検・評価委員会 委員一覧

氏名	所属	役職	備考
福本 みちよ	東京学芸大学大学院 教育学研究科 教授	学識経験者	再任
宮澤 晴彦	玉川大学 教師教育リサーチセンター 非常勤客員教授	学校経営経験者	
原 まり子	豊島区放課後子ども教室運営委 員・地域コーディネーター	区民	

教育に関する事務の点検・評価委員会設置要綱

〔平成20年6月10日
教 育 長 決 定〕

改正 平成22年6月23日

改正 平成27年4月 1日

(設置)

第1条 教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うに際し、点検及び評価の客観性や透明性を確保するとともに、区民への説明責任を徹底するため、教育に関する事務の点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価に関すること。
- (2) その他教育委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員3人をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者で構成し、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者 1人
- (2) 学校経営経験者 1人
- (3) 区民 1人

3 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は就任した年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が召集する。

2 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 委員会の会議は公開とする。ただし、公開することが相当でないと委員会が認めるときは、この限りでない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育部庶務課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月 1日から施行する。